

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託

2 目的

本市では、寒河江市立陵東中学校、寒河江市立陵南中学校、寒河江市立陵西中学校の3校を統合し令和11年4月に新中学校として開校するため、校舎及び屋内運動場の建設を計画している。これに先立ち、令和7年7月に「寒河江市立新中学校施設整備基本計画」を策定する予定である。この簡易公募型プロポーザルは、基本計画を反映しながら広く技術提案を求め、設計者の提案内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本事業に最も適した設計者を選定するものである。

3 業務概要

「寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託仕様書」による。

4 履行場所

寒河江市大字寒河江字鷹の巣 地内

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

6 提案上限額

550,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、業務ごとの提案上限額は次のとおりである。

- ・令和7年度：150,000,000円（基本設計業務）
- ・令和8年度：400,000,000円（実施設計業務）

7 参加資格要件

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は設計共同体（以下「設計JV」という。）とする。

ア 単体企業の場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ② 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による寒河江市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。た

だし、当該名簿に登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに指名競争入札参加資格審査申請を行い、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。

- ③ 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 寒河江市設計業務等委託契約約款（令和4年市告示第25号）第42条第1項第10号に該当する者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の手続中でないこと。
 - ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
 - ⑦ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
 - ⑧ 地方公共団体における令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型「七 教育施設」（幼稚園を除く）に該当する延べ面積8,000㎡以上（校舎又は屋内運動場との合算）の建築物の新築、改築、増築に係る基本設計及び実施設計に関する業務（平成27年4月1日以降に受注し、当該プロポーザルに係る参加申込書等の提出日までに完了しているものに限る。）のうち、元請負人（設計JVにあつては代表者に限る。）として行った実績を有すること。
 - ⑨ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - ⑩ 参加申込書を提出する者は本業務に関する専門分野（管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者を除く）について協力者を加えることができる。ただし、この協力者となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。
- イ 設計JVの場合（設計JVを構成する者の呼称は代表構成員、構成員とする）
- ① 本社所在地を山形県内に置く建築士事務所を含めた2者で構成していること。
 - ② 代表構成員は、「ア単体企業の場合」の①～⑩に掲げる全ての条件を満たすこと。
 - ③ 構成員は、「ア単体企業の場合」の①～⑦及び⑨～⑩に掲げる全ての条件を満たすこと。
- (2) 参加の制限
- ア 参加申込書の提出は、1者につき1件とする。
- イ 単体企業の場合は、連名による参加申込はできない。
- ウ 参加者が単体企業である場合、他の参加者の協力事務所となることはできない。また、他の参加者である設計JVの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- エ 参加者が設計JVである場合、その代表構成員を含む構成員は単体企業として参加できない。また、他の参加者である設計JVの代表構成員を含む構成員となることは

できない。加えて、他の参加者の協力事務所となることもできない。

オ 参加者は、管理技術者及び建築（総合）以外の分野において、協力事務所を加えることができる。

カ 参加者からの技術提案書等は、1者につき1件とする。

8 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和7年7月 1日（火）
質問書（参加申込書等及び技術提案書等）の提出開始	令和7年7月 1日（火）
質問書（参加申込書等）の提出期限	令和7年7月10日（木）
質問書（参加申込書等）に対する回答期限	令和7年7月17日（木）
参加申込書等の提出開始	令和7年7月18日（金）
質問書（技術提案書等）の提出期限	令和7年7月25日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年7月28日（月）
質問書（技術提案書等）に対する回答期限	令和7年8月 1日（金）
技術提案書等の提出開始	令和7年8月 4日（月）
技術提案書等の提出期限	令和7年8月18日（月）
一次審査（客観審査及び書類審査）	令和7年8月25日（月）
一次審査結果通知	令和7年8月27日（水）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）	令和7年9月25日（木）
二次審査結果通知	令和7年9月29日（月）
受託候補者決定公表（寒河江市ホームページ）	令和7年9月30日（火）
業務委託契約の締結	令和7年9月30日（火）

9 実施方法

（1）簡易公募型プロポーザル方式手続き開始の公告

寒河江市ホームページで手続き開始を公告する。

（2）参加申込書、見積書及び技術提案書等の提出

ア 提出書類：

① 簡易公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

- ・必要事項を記入し、指名競争入札参加資格審査申請書届出印を押印のうえ、提出すること。設計JVとして参加の場合は、設計JVの名称を記入すること。

② 参加資格確認申請書（様式2-2）

- ・必要事項を記入し、指名競争入札参加資格審査申請書届出印を押印のうえ、提出すること。設計 J V として参加の場合は、設計 J V の名称を記入すること。
- ③ 会社概要（様式 2-3、様式 2-4）
 - ・会社概要について記入すること。設計 J V として参加の場合は、代表構成員を含む構成員ごとに作成すること。
- ④ 設計業務実績（様式 2-5）
 - ・「7 参加資格要件」中「ア単体企業の場合」の⑧に該当する業務実績について、最大 5 件まで記載すること。なお、当該実績を証する書類として、契約書の写しを添付すること。
 - ・業務実績は元請人として受注したものを対象とする。また、受注形態が設計 J V の場合は、代表構成員として関わった業務について設計業務実績を記載できるものとする。
 - ・設計 J V として参加の場合は、構成員ごとに設計業務実績をまとめて、2 者合計で最大 5 件まで記載することができる。
- ⑤ 業務実施体制（様式 2-6、様式 2-7）
 - ・本業務遂行にあたり管理技術者、建築（総合）、構造、電気設備、機械設備、積算担当主任技術者を記載すること
- ⑥ 配置予定技術者調書（様式 2-8-1 ～ 様式 2-8-6）
 - ・管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を 1 名ずつ配置すること。なお、管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
 - ・管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者は、兼任することができない。
 - ・管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。
 - ・配置予定の管理技術者、建築（総合）、構造、電気設備、機械設備、積算担当主任技術者について「保有資格」「実務経験年数」「業務実績」等について記載すること。
 - ・業務実績については、「7 参加資格要件」中「ア単体企業の場合」の⑧の実績において、管理技術者、主任技術者又は担当者として関わったものに限り 5 件まで記載できるものとする。また、業務に配置予定技術者が従事したことが確認できる資料等の写しを提出すること。
 - ・主任技術者について、資格を証明する資料（免許証の写し等）と参加者又は協力事務所との雇用関係を証明する書類（所属会社の雇用証明書の写し等）を添付すること。
- ⑦ 見積書（様式 2-9）
 - ・「6 提案上限額」を踏まえ、業務を遂行するにあたり適切な見積金額（消費税

及び地方消費税を含む。)を記載すること。なお、見積金額の根拠資料として、積算内訳(消費税及び地方消費税を含む。)を添付すること。

⑧ 設計共同体協定書(別記様式1・別記様式3)

- ・設計JVとしてプロポーザルに参加する場合、構成員が記名押印した設計共同体協定書を提出すること。

⑨ 技術提案書(様式3-2、様式3-3)

- ・A3規格横使いで、表紙(様式第3号)を枚数に含まず、4ページ以内とし、ページ番号を付けること。
- ・本文の文字フォントサイズは10.5ポイント以上とする。図表等に付記する注釈や注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズとすること。
- ・図、絵、写真等の使用は可とするが、具体的な設計図(正確な縮尺で作られた平面図、立面図、断面図等の設計図案)、模型(写真含む)及び透視図については、著しく設計の内容が表現されることから使用は認めない。なお、これらの使用があると判断される場合は、無効とする場合がある。また、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」(平成30年4月2日付け事務連絡国土交通省大臣官房官庁営繕部通知)を参考とする。
- ・技術提案書には、参加者を特定できる内容(名称や記号、作品名等)を表示してはならない。
- ・【取組方針・実施体制】は、様式3-2(A3規格横使いで1枚)を使用し、業務への取組方針、実施体制、業務工程(実施スケジュール)を記載すること。なお、実施体制においては、新たな分担業務分野(ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、外構計画、ランドスケープデザイン、積算業務等)を追加する場合は、その点についても記載すること。また、特に重視する業務上の配慮事項(提案を求めている内容を除く)、その他業務実施上の配慮事項等を記載すること。

【取組方針・実施体制】

- ・業務の取組方針と実施体制の的確性についての取組
- ・本業務の背景や目的に理解度があり本市の特性や地域性を踏まえた適切な実施方針への取組

- ・【特定テーマ1～7】及び【工期短縮・建設コストの縮減について】は、様式3-3(A3規格横使いで3枚以内)を使用してまとめること。なお、下記【テーマ1～7】は、「寒河江市立新中学校施設整備基本計画」における内容を踏まえ、具体化に向けた提案を求めるものである。

【テーマ1：周辺環境と利便性に配慮した快適な施設計画について】

- ・計画敷地に対し周辺環境に配慮しながら、校舎のほかグラウンドや駐車場など

を無駄なく効率的に活用する配置の提案

- ・生徒や教職員または来訪者の安全確保のため、容易で明確な動線の提案
- ・教室や関係諸室、屋内運動場などの利用形態を考慮し、校舎全体が明るく開放的で眺望にも配慮した室内空間の提案

【テーマ２：生徒の主体性や課題解決力を育む柔軟な学習環境の確保について】

- ・単一な機能や特定の教科などに捉われず、横断的な学びや多目的な学びに対応できるような多様で創造的な学習空間の提案
- ・ウェルビーイングの観点から個人の心と身体をバランスよく育成しながら校舎への愛着をもつことができる心地のよい居場所づくりの提案
- ・生徒どうしのコミュニケーションの促進や情報資源の活用による主体的な学習を支援する「ラーニング・コモンズ」の提案
- ・普通教室、特別支援教室、特別教室、管理諸室のまとまりに配慮し、校舎全体がシームレスにつながることでできる明快な空間構成の提案

【テーマ３：教職員の働き方改革を推進した健やかな執務空間について】

- ・常時ＩＣＴが活用できる環境を整備し、教職員が円滑に執務や打ち合わせを行えるなどパフォーマンスを最大化していく執務空間の提案
- ・映像の編集やオンライン会議のため「スタジオ」や情報交換や休息ができる「ラウンジ」など機能性の高い執務空間の提案

【テーマ４：環境負荷の低減や効率的なエネルギー活用について】

- ・本市の気候条件に応じたパッシブ手法やアクティブ手法を効果的に採用し、脱炭素社会を見据えた環境負荷低減に貢献する施設の提案
- ・施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていき、ＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を促進する設備の提案

【テーマ５：地域の拠り所となる安心・安全な教育環境について】

- ・地域コミュニティの拠点として大規模地震や集中豪雨などの災害発生時に避難所としても展開できる施設の耐久性と防災機能をもつ学校の提案
- ・屋内運動場などの利用に対し、明確なゾーン分けによるスムーズな地域開放が可能となる学校のセキュリティラインの提案
- ・障がいの有無にかかわらず、すべての生徒が同じ環境で共に学びあうことができるインクルーシブ教育に配慮した施設の提案
- ・地域住民や企業等と連携し、様々な工夫をしながら地域に開かれた学校を実現するコミュニティスクールの提案

【テーマ６：地域の特性を効果的に取り入れた施設計画について】

- ・歴史、文化及び風土を反映した学校の提案
- ・豪雪地帯についての雪害対策（例：雪庇対策、駐車場の雪押場確保）
- ・地域社会と調和し、賑わいを創出する「みんなに親しまれる学校」の提案

【テーマ7：設計者からの提案について】

- ・これまで設計業務の実績や設計者としての経験を踏まえ、計画建物に対する独自提案や他社との優位性などの提案（例：地域参画の手法、内装木質化）

【工期短縮・建設コストの縮減について】

- ・新校舎に求められる機能を維持した上で、工期の短縮や建設コストの縮減を図るための提案
- ・工期遅延のリスク低減対策を講じることへの取組

⑩ 工程表（任意様式）

- ・「5 委託期間」内に業務を遂行できるよう、基本設計及び実施設計の業務完了時期や各種申請機関への手続を踏まえた工程表を提出すること。

イ 提出部数

- ・「ア提出書類」①～⑧及び⑩は、各 1 部
- ・「ア提出書類」⑨は、10 部（正本 1 部（押印有）、副本 9 部（押印無））。ただし、1 者に 1 案とする。
- ・全ての提出書類の電子データ（PDF ファイル形式）を記録した電子媒体 1 部

ウ 提出期間

- ・①～⑧は、令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 7 月 28 日（月）まで
- ・⑨～⑩及び電子データは、令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 18 日（月）まで

エ 提出場所

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目 9 番 45 号
寒河江市教育委員会 学校教育課 学校再編整備室（寒河江市役所 4 階）
電話番号 0237-85-1507（直通）

オ 提出方法

- ・【持参】市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までのぞく。最終日は午後 4 時までとする。）に持参すること。
- ・【郵送】書留等の配達記録を利用し、提出期間内に必着すること。

（3）審査結果及び決定通知

審査結果は、個別に通知するとともに、寒河江市ホームページでも公表する。

（4）質問書の提出

事業内容や実施要領等に質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

ア 提出方法

- ・質問書（様式第 4 号）に記入し、電子メールで寒河江市教育委員会学校教育課学校再編整備室へ送信すること。（kyouikuka@city.sagae.yamagata.jp）
- ・電子メール送信後、電話で電子メールの到達を確認すること。ただし、電話対応は、提出期間（市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午

から午後1時までを除く。最終日は午後4時まで)。

電話番号0237-85-1507(直通)

イ 提出期間

- ・《参加申込書等に関する質問書》

令和7年7月1日(火)から令和7年7月10日(木)まで

- ・《技術提案書等に関する質問書》

令和7年7月1日(火)から令和7年7月25日(金)まで

(5) 質問書の回答

質問をとりまとめた後、回答書を寒河江市ホームページで公表する。また、質問事項の内容によっては、実施要領等の追加又は修正を行う場合がある。その場合も同様に寒河江市ホームページで公表する。

10 審査

(1) 評価対象・評価基準・配点

評価対象	評価基準	配点
事業者の実績等	○指定様式の記載内容について評価する。 ・企業としての実績など ・技術者の有資格者数 ・配置予定技術者の実績、能力 ・地元企業の参加 ・業務コストの妥当性	100点
提案内容	○技術提案書の記載内容について評価する。 ○業務内容を十分把握したうえで、有効な提案を実施しているか等について評価する。 ・取組方針、実施工程及び実施体制 ・特定テーマに対する技術提案 ・工期短縮・建設コスト縮減など ○技術提案書全般の評価とプレゼンテーションの内容等を評価する。	300点

(2) 一次審査

参加申込書等による客観審査、技術提案書等による書類審査を実施する。

(3) 二次審査

一次審査通過者を対象に、技術提案書の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

ア 期日及び会場

- ・日時：令和7年9月25日(木) 詳細は別途通知

- ・会場：寒河江市役所

イ 所要時間

- ・準備・片付け 各 5 分間
- ・技術提案プレゼンテーション 20 分間
- ・ヒアリング等 10 分間

ウ 出席者

- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査には、管理技術者又は担当技術者の出席を必須とし、3名以内（パソコン操作員を含む。）とすること。

エ その他

- ・待合室からの誘導は係員の指示に従うこと。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した技術提案書に基づき実施するものとし、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めないものとする。
- ・プレゼンテーション資料を投影するモニター（HDMI 端子接続）及び HDMI 端子は、本市が用意するものとする。資料を投影するためのパソコンは出席者が準備するものとする。

(4) その他

- ア 全ての参加者の評価点が6割に満たない場合は、本プロポーザルは不調とする。
- イ 参加者が1者の場合、同様の審査を行い、業務を適切に履行できると判断し、評価点が6割以上であれば受託候補者として決定する。
- ウ 評価点の最高点が複数同点となった場合は、審査委員による協議を実施した後、再度採点を行う。その結果、再度、評価点の最高点が複数同点となった場合は、審査委員の過半数をもって受託候補者を決定するものとする。

(5) 選定結果

- 審査の結果、受託候補者及び次点候補者として選定された参加者に対しその旨の通知を、選定されなかった参加者に対してはその旨の通知を行うものとする。

11 契約

選定した受託候補者と契約内容について協議し、寒河江市契約に関する規則及び寒河江市設計業務委託等契約約款に基づき随意契約を締結するものとする。なお、契約内容の協議が不調となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。

12 失格事項

- (1) 参加資格要件及び業務実施上の要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(4) 「6 提案上限額」で示した業務ごとの提案上限額を超えた場合。

(5) 審査の公平な執行を妨げた又は疑われると認められる場合。

13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加することに係る費用は全て参加者の負担とする。

(2) 履行場所の現地見学会は実施しないが、現地確認する場合は、敷地内への立ち入りはできないものとする。また、現に使用する学校関係者及び近隣住民へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。なお、現地確認で発生した事故等について、市は一切責任を負わない。

(3) 提出された書類は返却しない。提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、受託者に選定された参加者の提出書類については、市と協議のうえ、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(4) 提出書類等は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。

(5) 選定に係る評価については、「寒河江市立新中学校整備事業設計業務委託簡易公募型プロポーザル評価要領」に基づいて実施する。

(6) 参加者が本プロポーザルに参加申込後、辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和7年8月18日（月）午後5時までに持参又は郵送（必着）にて担当部署へ提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として以後の寒河江市が実施する入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(7) 一次審査及び二次審査の経緯及び結果について、異議の申し立ては受け付けられないものとする。

(8) 基本設計等の作業は、選定者の技術提案書に記載された提案内容を反映しつつ、市との協議により進めるものであるが、本プロポーザルは設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の設計業務に全て採用されるものではない。

(9) 天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないと判断される場合は、既に公告もしくは通知した事項を変更する又は当該プロポーザルを延期もしくは中止することができる。

14 担当部署

寒河江市教育委員会 学校教育課 学校再編整備室

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

TEL：0237-85-1507（直通）

電子メールアドレス：kyouikuka@city.sagae.yamagata.jp

担当者：芦野、大場